

支部会議決定事項のまとめ

2021. 7. 24.

1. 支部運用について

1) 収入について

- ・支部独自の会費徴収は行わない
- ・導入編・基礎編による受講費収入はすべて支部会計に入れる

2) 本部への報告について

- ・各年事業報告を提出。会計報告は必要ありません＝本部より助成を受けた場合は除く

3) 支部代表・事務局交代の場合、速やかにフォームで報告

<https://ws.formzu.net/dist/S16538438/>

2. 研修実施について

A:基礎編

1) 呼称の統一

研修名称	内容	必須条件	備考
導入編 「医療メディエーター研修（導入編）」	コンフリクト及び医療メディエーションに関する基本的な理解	<ul style="list-style-type: none"> ・導入講義、医療安全講義など医療機能評価機構の導入編に準じた内容 ・研修時間4時間程度 	日本医療メディエーター協会のHPでのWEB研修で代用することもできる。
基礎編 「医療メディエーター研修（基礎編）」	<u>導入編修了者</u> を対象に医療メディエーターの認定を行う研修	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医療メディエーター協会が認定するトレーナーによる研修 ・2日間で研修時間16時間以上 ・研修定員30名以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部が修了証発行 ・本部が入会者には認定証発行
差分研修	<u>基礎編を修了した事務職員</u> で患者サポート体制充実加算の算定要件を満たす為の追加研修（基礎編修了した医療者も受講可能）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療メディエーター認定を済んだ方</u> ・医療に関する研修（医療相談や医療安全等）で4時間程度 	必要に応じて、各支部は差分研修修了証を発行する。 ※導入編やフォローアップ研修の中に組み込むことも可能
フォローアップ研修	各支部で行う医療メディエーターの質向上研修	特に研修内容を定めておらず、質向上や啓発に帰する研修	基礎編修了以上の者が参加可能 ポイント証発行

2) 教材準備について

- ・各支部で購入（送付される教材一式に請求書が入っている）
- ・毎年2月中旬までに本部で研修予定を取りまとめて発注、その後は個別に注文
<https://ws.formzu.net/dist/S47681325/>

3) 受講者へのメディエーター協会入会説明について

- ・資料に含まれる入会案内を配布し、あとは協会 HP をみるよう指示
- ・詳細な説明は、トラブル防止のため行わず、不明点は本部に問い合わせさせる
- ・診療報酬加算は受講証のみで足り、入会は必要ない旨を説明

4) 受講者名簿の本部への提出は必要ありません。

5) 基礎編にはポイントはあります。

6) 導入編なしに直接基礎編受講させる場合は、事前学習動画を視聴させる

1. JAHM ホームページを開く
2. 左のメニューから最下段、事前学習ページをクリック
(この段階でパスワードは不要です)。
3. 動画のページに移ります。

動画にはパスワードが設定されていますので、受講者はパスワードを入れて視聴することになります。

パスワードは、Denver です。

7) 基礎編参加費は、3万円で統一。

8) 基礎編講師費用は、1時間1万円以下で統一、源泉徴収を行う

B.導入編

1) 導入編の実施方法

集合研修で「メディエーション導入講義」「遺族のメッセージ」「医療安全概論」「医療と法概論」「医療メディエーションの実践」などを適宜、講演形式で実施。もしくは、下記動画システムを一部ないし全部活用し、プロジェクターで再生視聴と組合せての実施の可能。

いずれかに「医療相談」の内容が少し入っていれば、事務職向けの差分研修をこれに含むものとして扱ってもよい。

2) 導入編動画システム

2021年より、導入編支援動画システムができました。適宜活用してください。

1. 導入編動画ページを開く <http://jahm.org/pg195.html>
2. 視聴させる動画をパスワードを入れて再生する
(研修の構成に合わせて必要なものを選んでください)
パスワード jahmsouron (全動画共通)
3. パスワードは支部担当者のみで、受講者には開示しない

C. フォローアップ研修

- 1) 内容は、メディエーションに関連し役立つものであれば、講演形式、ロールプレイなどの参加型小人数でもよい。
- 2) 受講資格者：医療メディエーター協会会員のみ。各支部の会員名簿は本部で把握しているため、実施前に請求してください。その時点で最新の名簿を提供します。
- 3) ポイント証の発行：下記に従って発行してください。
 - ・講演など座学形式の場合：時間に限らず 20 ポイント
 - ・ロールプレイなど少人数参加型：半日～1日は 30 ポイント
 - ・1日のポイント取得上限は 30 ポイント

D. その他支部主催研修

その他、講演会シンポジウムなど広く一般に向けた研修も実施可能。会員には、フォローアップ研修扱いとしポイント提供。できる限り参加費に差をつけるなど会員と非会員で区分してください。

3. 支部会議の運営方法について

支部会議は、年に一度、当番を決め輪番制で実施する。本部はオブザーバー参加

年度	2018	2019	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
メイン	沖縄	九州	四国	中国	山陰	関西	東海	甲信越	首都圏	北陸	東北	北海道
サブ	九州	四国	中国	山陰	関西	東海	甲信越	首都圏	北陸	東北	北海道	沖縄

なお、コロナ禍で 2020 年度は開催が見送られました。

メイン＝支部会議の日程調整（本部と）、会議の進行及び議題の検討

サブ＝会議の議事録の作成と会議進行の補助

1) 開催手順

- ・日時調整を行って、支部で ZOOM 設定してください。各支部で ZOOM の設定などできない場合は、本部にお知らせ頂ければ、こちらで ZOOM 設定行います。従来の書式提出は不要です。
- ・当番支部は、支部メーリングリストを活用し、テーマ・議題等共有してください。

jahmshibu@list.waseda.jp

4. 支部助成金制度について

支部財政がひっ迫し、基礎編開催等の活動に支障がある場合は、協会に助成金を申請してください(上限 20 万)。助成および助成選考委員会に関する規程を別添します。

- 1) 申請フォームにて申請：<https://ws.formzu.net/dist/S80966632/>
- 2) 併せて直近 2 年の決算書、助成による活動の実施計画・予算書を提出
- 3) 助成審査委員会にて審査後、助成決定

5. その他

- 1) 本部への連絡は、jahm_contact@yahoo.co.jp へお願いします。個人アドレスでは、受けられません。
- 2) 研修情報などの HP 掲載依頼
そのまま、開催案内はそのまま掲載可能なように、**jpg 画像ファイル**でお送りください。
申請用紙などダウンロードさせるものは、PDF もしくはワードのファイルで。
- 3) 会員区分情報の共有
 - ・認定会員：大多数、基礎編受講し認定を受けた方
 - ・賛助会員：基礎編受講していないが関心ある人、退職して病院勤務でなくなった人
 - ・特別会員：退職者等で、協会の運営に尽力していただいた方以上が会員です。いずれも会費は支払っていただいていますので賛助や特別会員でも支部の講演やフォローアップに会員として参加可能です。
 - ・特別功労者…これは協会の草創時、発展に尽くしていただいた方数名
佐々木孝子（遺族）、伊藤雅治（元全社連会長）、今川俊一郎（愛媛県医師会常任理事）など数名

<別添>

助成および助成選考委員会に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本医療メディエーター協会（以下「本協会」という。）定款

第 2 条第 2 号（7）に掲げる事業に係わる助成金に関する交付及び交付後の管理を公正かつ厳

正に行うため、必要な事項を定めるものである。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となる経費は、主として次のとおりとする。

1. 医療メディエーションの普及促進に資する研修実施等に要する費用
2. 医療メディエーションの普及促進に資するシンポジウム等実施に要する費用
3. 医療メディエーションの普及に関連する市民団体等の活動に要する費用

(助成金の額)

第3条 助成金の額については次のとおりとする

1. 医療メディエーションに関する支部団体の研修実施等への助成については、1申請当たり20万を上限とし、総額150万円を超えないものとする。
2. 医療メディエーションの普及促進に資するシンポジウム等実施への助成については、総額50万円を上限とする。
3. 医療メディエーションの普及に関連する市民団体等への活動への助成については、総額50万円を上限とする。

(募集手続き)

第4条 募集期間は、毎年12月10日から翌年1月10日までの期間とし、ホームページへの掲載、メールによる連絡を通じて広報し、応募を受け付ける。

(選考)

第5条 助成対象団体の選考および助成金額の決定は、定款第32条に基づき設置する助成選考委員会（以下「委員会」という）が、公正かつ厳正にこれを行うものとする。

(交付)

第6条 委員会の決定に基づき、交付対象として選定された団体に対し、3月末までに助成金を交付するものとする。

(報告義務)

第7条 交付対象に選定された団体は、事業実施後速やかに決算書および実施報告書を委員会に提出するものとする。

(委員会の構成および任期)

第8条 委員会の構成および委員の任期は次のとおりとする。

1. 委員は、助成対象者の活動に関して優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者

の内から、3～5名の範囲で理事会において選任する。

2. 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。
3. 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
4. 委員会には委員の互選により選ばれた委員長1名を置く。

(委員会の運営)

第9条 委員会の運営方法は次のとおりとする。

1. 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
2. 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
3. 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
4. 委員会は、必要な場合に委員会の委員の持ち回り（文章の回答及びメール回答を含む）によって議事を行うことができる。

(取消または返還請求)

第10条 委員会は、交付対象者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の

取消し、または返還を求めることができる。ただし、事前に時宜によっては事後に、理事会の承認を経なければならない。

1. 助成金の交付による事業を中止したい旨の申し出があったとき
2. 本規程に違反があったとき
3. その他交付対象者としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があるとき

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た一切の情報及び資料を他の第三者に開示または漏洩してはな

ない。委員の職を退いた後も同様とする。

第12条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則1 この規程は2020年2月24日から施行する。